

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月28日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県	
3. 市区町村名	弥富市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	配偶者のいない女子及び配偶者のいない男子並びにそのものが扶養している児童並びに父母のいない児童	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年10月1日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 弥富市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年弥富町条例第26号)による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び(1)		弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年弥富市条例第24)別表第1第5の項

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第4条第1項の規定による母子・父子家庭医療費の支給申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号ロ	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第2項第1号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第4条第1項の規定による母子・父子家庭医療費の支給申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ1	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第2条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ2	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第2条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第2項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第2条第3、4、5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第6条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第6条第1項の規定による受給資格の変更の認定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ1	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第6条第1項 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第8条第3、5、6号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ2	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第6条第1項 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第8条第3、5、6号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ3	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第6条第1項 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第8条第3、4号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ5	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第6条第1項 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則第8条第3、5、6号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第6条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第6条第1項の規定による受給資格の変更の認定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例第2条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣

③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
---------------	--------	--------

備考	
----	--